維持する休業要請

1．近隣府県の休業要請や県内への来客状況等を勘案し、以下の施設については、休業要請を維持します。

- キャバレー
- ダンスホール
- バー
- 性風俗店
- ライブハウス
- ナイトクラブ
- スナック
- パブ
- デリヘル

2．要請期限：令和2年5月31日（日）24時まで